

## 様式第6号の10（第4条の4第2項関係）（表面）

(日本産業規格A列4)

## 親事業主及び関係子会社の概要

令和 年 月 日現在

<b>A 親事業主の概要</b>					
① 名称及び代表者の氏名	② 主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	④ 事業分類番号	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
⑥ 障害者雇用推進者	(イ) 役職名	(ロ) 氏名			
<b>B 関係子会社の概要</b>					
⑦ 名称及び代表者の氏名	⑧ 主たる事務所の所在地	⑨ 事業の種類	⑩ 事業分類番号	⑪ 直近の事業年度の末日における資本金の額	
	( 公共職業安定所 )				
<b>C 親事業主の所有する議決権</b>					
⑫ 関係子会社の総株主又は総社員の議決権の数	⑬ ⑫のうち親事業主の所有する議決権の数	⑭	$\frac{⑬}{⑫} \times 100$	%	
<b>D 関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況</b>					
<b>⑯ 常用雇用労働者の数</b>		<b>⑰ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数</b>			
(イ) 常用雇用労働者数 (短時間労働者を除く)	人	(イ) 重度身体障害者数	人	(イ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者数	人
(ロ) 短時間労働者数	人	(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者数	人	(ロ) 重度知的障害者である特定短時間労働者数	人
(ハ) 常用雇用労働者の 総数 [イ+(ロ×0.5)]	人	(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者数	人	(ハ) 知的障害者数 [(イ×2)+ロ+リ+(ハ+ホ)×0.5]	人
	人	(ハ) 重度身体障害者である特定短時間労働者数	人	(ハ) 精神障害者である短時間労働者数	人
(テ)	人	(テ) 身体障害者数 [(イ×2)+ロ+リ+(ハ+ホ)×0.5]	人	(テ) 精神障害者である特定短時間労働者数	人
(テ) ⑯のハ×1.2%	人	(テ) 重度知的障害者数	人	(テ) 精神障害者数 [リ+カ+(テ×0.5)]	人
		(テ) 重度知的障害者以外の知的障害者数	人	(テ) 計 [ハ+ラ+カ]	人
		(テ) 重度知的障害者である短時間労働者数	人		
<b>E-1 関係子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況</b>					
⑯ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別の配慮をした施設又は設備の概要					
⑯ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別の配慮の状況					
(イ) 専任の指導員等の配置状況		(ロ) その他特別の配慮がある場合はその状況			
⑯ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容					
<b>E-2 関係子会社と他の関係子会社の人的関係又は営業上の関係</b>					
E-2(1) 人的関係	⑯ 他の関係子会社の役員のBの関係子会社からの選任状況	(イ) 他の関係子会社の役員数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から選任されている役員の氏名、他の関係子会社における役職及び略歴
		人	人	%	
E-2(2) 営業上の 関係	⑯ 他の関係子会社の従業員のうちBの関係子会社から派遣されている者の状況	(イ) 他の関係子会社の従業員の总数	(ロ) (イ)のうちBの関係子会社から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$	(ニ) Bの関係子会社から派遣されている者の主な職名
		人	人	%	
⑯ Bの関係子会社の直近の事業年度における他の関係子会社に対する発注の実績				⑯ Bの関係子会社の次の事業年度における他の関係子会社に対する発注の見込み	
				千円	

## 様式第6号の10（裏面）

### 〔注意〕

- 1 「関係子会社」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例における関係子会社をいうものであること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ②欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ③欄及び⑨欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ポール盤製造業」、「自動車ボディのプレス加工」などに事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ④欄及び⑩欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 6 ⑥欄の障害者雇用推進者とは、法第78条の規定に基づいて選任され、かつ、この申請に係る関係子会社についても法第78条第1号に掲げる業務を行う者をいうものであること。
- 7 B欄には、この申請に係る関係子会社について記載すること。
- 8 ⑧欄の（ ）内には、この申請に係る関係子会社の主たる事務所の所在地を管轄する公共職業安定所の名称を記入すること。
- 9 親事業主が当該関係子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の写し、当該関係子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 10 ⑭欄、⑫(ハ)欄及び⑬(ハ)欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 11 ⑯(イ)欄並びに⑰(イ)、(ロ)、(ト)、(チ)及び⑯(リ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 12 ⑯(ハ)欄並びに⑰(ハ)、(ヲ)、(ク)及び⑯(リ)欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 13 ⑯(ル)欄には、⑯(ル)欄の数に1.2%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を記載すること。
- 13-2 法第70条に規定する特定短時間労働者については、それぞれ⑰(ホ)欄に重度身体障害者、⑰(ル)欄に重度知的障害者、⑰(ミ)欄に精神障害者の数を記載すること。ただし、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の支援を受ける者を含めないこと。
- 13-3 ⑯(ロ)欄並びに⑰(ハ)、(ニ)、(リ)、(ク)及び⑯(カ)欄には、特定短時間労働者の数を含めないこと。
- 14 E欄については、関係子会社における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況に応じて、E-1又はE-2のいずれかを選択して記入すること。
  - (1) E-2欄については、この申請に係る関係子会社と他の関係子会社との関係について、E-2(1)又はE-2(2)のいずれかを選択して記入すること。
  - (2) ⑩欄については、他の関係子会社が雇用する身体障害者、知的障害者及び精神障害者の行う業務に関し、当該他の関係子会社に対して発注した実績（受注した関係子会社が複数あるときは発注額の合計額）を記載すること。なお、この申請に係る関係子会社から他の関係子会社に対する発注の実績を証明するもの（当該他の関係子会社の直近の附属明細書又は領収書の写し等。受注した他の関係子会社が複数あるときは関係子会社ごとの実績を証明するもの。）を添付すること。
  - (3) ⑩欄については、発注計画書を添付すること。
- 15 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号）及びこの申請に係る関係子会社の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2(1)）（法第44条又は法第45条の特例に係る子会社又は関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含み、当該関係子会社が新たに設立された場合等これまで障害者雇用状況報告を提出していない場合においては申請の日における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について障害者雇用状況報告（様式第6号の3(1)）に準じて作成した書面）を添付すること。  
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況及びこの申請に係る関係子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（当該関係子会社に係るすべての特例会社に雇用されている労働者を含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の3(2)）に準じて作成した書面を添付すること。
- 16 15において添付する書面において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の不足数が0人でない場合には、障害者雇用促進計画を添付すること。
- 17 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。